

(様式 4-3)

異業種特定建設工事共同企業体協定書「乙型」(案)

(設置)

第1条 ○○○○は共同出資し、次の建設事業を共同連帯して営むため共同企業体を設置する。

- (1) 福山市立大学新棟整備事業（当該事業内容の変更に伴うものを含む。以下「本事業」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 本共同企業体は、○○・△△・□□特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、○○年（令和○○年）○○月○○日に成立し、本事業の契約の履行後6か月を経過する日までの間は、解散することができない。

- 2 本事業を請け負うことができなかつたときは、企業体は、前項の規定に関わらず、本事業に係る事業契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 都道府県○○区市郡○○町村○○番地
○○○建築工事特定建設工事共同企業体
代表者 ○○○株式会社
構成員 ○○○株式会社
- △△都道府県△△区市郡△△町村△△番地
△△△電気工事特定建設工事共同企業体
代表者 △△△株式会社
構成員 △△△株式会社
- 都道府県□□区市郡□□町村□□番地
□□□管工事特定建設工事共同企業体
代表者 □□□株式会社

(様式 4-3)

構成員 □□□株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 企業体は、○○○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 企業体の代表者は、本事業の履行に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約の締結、業務委託料及び請負代金（前払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務額)

第 8 条 各構成員の本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○建築工事業務 ○○○建築工事特定建設工事共同企業体

○○電気工事業務 △△△電気工事特定建設工事共同企業体

○○管工事業務 □□□管工事特定建設工事共同企業体

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第 9 条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担業務の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(様式 4-3)

(共通費用の分担)

第 13 条 本業務施工中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- (1) 発生した事象、発注者もしくは第三者に対して与えた損害および契約不適合について、原因者である構成員（以下「原因者」という。）が明確である場合には、原因者がそれに伴う一切の責任を負うものとし、費用を負担する。
 - (2) 前号の場合において、原因者以外の構成員が、発注者もしくは第三者に対する費用を負担した場合は、当該構成員は原因者に対してその費用を請求することができるものとする。
 - (3) 前 2 号において、原因者が複数の構成員である場合は、原則として、原因者である当該構成員における原因となった業務に関する請負代金に対する持分比率に応じて費用負担するものとするが、原因である事象又は行為に関する事実関係を踏まえて、誠実に協議して定めるものとする。
 - (4) 発生した事象、第三者に対して与えた損害および契約不適合について、原因者が判明しない場合においては、すべての構成員が請負代金に対する持分比率に応じて費用負担するものとする。
- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
 - 3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
 - 4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ本企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

(様式 4-3)

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇・△△・□□特定建設業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 (令和 年) 月 日

所在地 広島県〇〇区市郡〇〇町村〇〇番地
企業体 〇〇〇建築工事特定建設工事共同企業体
代表者 〇〇〇株式会社
氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 広島県△△区市郡△△町村△△番地
企業体 △△△電気工事特定建設工事共同企業体
代表者 △△△株式会社
氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 広島県□□区市郡□□町村□□番地
企業体 □□□管工事特定建設工事共同企業体
代表者 □□□株式会社
氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印